

データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った 保健事業の実施計画（データヘルス計画）について

1 背景

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進するとされました。

これにより、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第140号）が告示され、平成26年4月1日より適用になりました。

この改正により、保険者は、健康・医療情報（特定健康診査結果及びレセプト情報）を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。

2 概要

市では、本計画策定後に実施する個別保健事業の正確な対象者把握のためにも、委託にてデータ分析及び計画作成を行います。

3 今後について

平成28年1月頃、計画案をお示しし、ご意見をいただいたのち、本年度中に作成します。